

令和5年第2回(3月)辰野町議会定例会会議録(第1日目)

1. 招集告示年月日 令和5年2月22日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和5年2月28日 午前10時00分
4. 議員総数 13名
5. 出席議員数 13名

1番	吉澤光雄	2番	松澤千代子
3番	山寺はる美	5番	矢ヶ崎紀男
6番	津谷彰	7番	池田睦雄
8番	樋口博美	9番	舟橋秀仁
10番	小澤睦美	11番	小林テル子
12番	古村幹夫	13番	向山光
14番	岩田清		

6. 会議事項

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 令和5年度辰野町一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第2号 令和5年度辰野町上水道事業会計予算 |
| 日程第5 | 議案第3号 令和5年度辰野町下水道事業会計予算 |
| 日程第6 | 議案第4号 令和5年度辰野町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第5号 令和5年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第6号 令和5年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第7号 令和5年度町立辰野病院事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第8号 令和5年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第9号 令和5年度辰野町介護保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第10号 辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第11号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第12号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第13号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第14号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第15号 辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第16号 辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 |

準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野町民会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 辰野町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 4 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 24 号 令和 4 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約の変更について
- 日程第 27 議案第 25 号 令和 3 年度（繰越）国庫補助道路メンテナンス事業中の橋補修工事請負契約の変更について
- 日程第 28 議案第 26 号 債権の放棄について
- 日程第 29 議案第 27 号 債権の放棄について
- 日程第 30 報告第 1 号 令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 日程第 31 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	教育長	宮 澤 和 徳
代表監査委員	中 村 文 昭	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	住民税務課長	菅 沼 由 紀
保健福祉課長	竹 村 智 博	産業振興課長	赤 羽 裕 治
事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	上 島 淑 恵	こども課長	小 澤 靖 一
生涯学習課長	福 島 永	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
議会事務局庶務係専門員 中 谷 智 美

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番 津 谷 彰
議席 第 7 番 池 田 睦 雄

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆様ありがとうございます。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 2 回 3 月辰野町議会定例会を開会いたします。欠席の届けであります、山田副町長より欠席届が提出されておりますので報告いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。なお、マスクの件でありますけれども、13 日から自主判断とかいう報道がありますが、ここではですね、発言者の皆さん原則としてマスクを外していただいた方が、記録等やりやすいと思いますのでご協力をお願いします。ここで、議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 2 回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さんおはようございます。本日ここに令和 5 年第 2 回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄ご多用のところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。さて、先月 1 月 31 日に、毎月人口移動調査に基づく昨年 1 年間の長野県の人口増減数が県から発表されました。死亡者数と出生者数の差による自然増減数は、2004 年から 19 年連続で減少し、1975 年の調査開始以来、出生者数では過去最少、死亡者数は過去最多で、1 万 6,186 人と過去最大の減となりました。一方で、転出者数と転入者数の差による社会増減数は、22 年ぶりに増加に転じています。宝島社の田舎暮らしの本、移住したい都道府県ランキングで毎年連続で長野県が第 1 位に輝くなど、県や各市町村が取り組んでいる移住定住施策が功を奏した結果となりましたが、東京圏との移動をみるとわずかに転出超過となり、全国的に東京への一極集中が再加速しているとの見方もされているようであります。市町村別では松本市、安曇野市、軽井沢町等、いずれも名前を聞くだけでイメージが浮かぶ市町村が社会増の上位に挙がっており、イメージ戦略の重要性を強く感じています。自然増減数については、全市町村が自然減といった結果であり、出生数をいかに増やしていくかが共通の課題となっております。辰野町については、年間で 252 人と上伊那の 6 町村の中で最も人口減少が進んだ結果となりましたが、社会増減数では 9 人の減と減少幅が抑えられた形となっております。数字だけに一喜一憂すべきではないと思っておりますが、何とかこの状況を食い止めなければなりません。5 年後、10

年後の将来を見据え、全国的に辰野町のブランド力を高めるとともに、各家庭が安心して子どもを産み、育てられる環境づくりが急務であると認識しております。こうした状況をふまえて編成した、第6次総合計画3年目の令和5年度、新年度の当初予算については、議案第1号から第9号の提案説明で詳しくお話しますが、急激な人口減少や厳しい財政状況の中でも町民や関係人口、共創人口、町に関わる企業等が一丸となって横断的に課題に取り組む「未来へ前進、課題解決型予算」としました。総合計画における六つの基本目標と行財政改革に三つの重点テーマに加え、実施計画にある緊急性の高い事業を中心に予算計上し、さらに、病児・病後児保育施設の設置やウォーターパーク跡地利用などの長年の課題の解決に向けて取り組みます。またゼロカーボン社会の実現、子育て支援の強化、デジタル化の推進、移住定住対策、幹線道路をはじめとする基盤整備など、まちの将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたい町」の実現に向けた事業を、一つひとつ着実かつ全力で推進してまいりたいと思いますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、令和5年度の一般会計予算と特別会計予算9件、条例の一部改正10件、令和4年度一般会計補正予算など補正予算4件、請負契約の変更2件、債権の放棄2件の合計27議案と報告事項1件であります。提案時それぞれ説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げ、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席6番、津谷彰議員、議席7番、池田睦雄議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（舟橋）

皆さんおはようございます。去る、2月22日に議会運営委員会を開催し、令和5年第2回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果について報告いたします。2月22日辰野町公示第9号によって、辰野町長より3月定例会を2月28日に召集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、3月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎

重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同いただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(会期日程(案)朗読)

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より3月16日までの17日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、令和5年度辰野町一般会計予算から日程第11、議案第9号、令和5年度辰野町介護保険特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。町長より、各会計の予算編成の概要について説明を求めます。

○町長

令和5年度、辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたり、予算編成の概要を申し上げます。令和5年度一般会計予算の総額は92億1,000万円で、前年度当初予算と比較して2億4,000万円、2.7%の増となりました。歳入について町税は町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の増収、町たばこ税の減収を見込みました。地方交付税は国の地方財政計画と交付実績から増額を見込みました。その他交付金は、令和3年度実績と前年度の収入見込み額をもとに算定しています。寄附金はふるさと辰野寄付金について増額を見込みました。一般財源の不足分は、財政調整基金等の取り崩しと臨時財政対策債等の町債の発行により対応します。歳出は、辰野町第6次総合計画における六つの基本目標と行財政計画、三つの重点テーマ「地域ケアシステムの構築と拡充」「ど真ん中プロジェクト」「町民と行政が一体となった道路改良」に加え、実施計画である緊急性の高い事業を中心に計上しました。主なものを説明しますと、1. ホタルが飛び交う自然豊かなまちとしては、ゼロカーボン社会の実現に向け啓発イベントの開催や電気自動車の導入、庁舎太陽光

発電荷重計算調査を行います。たつの暮らしお試し滞在事業や短期移住体験施設運営事業により、空き家の流通・移住定住の促進を図ります。ARTabi2023 を開催し、観光振興による地域経済の活性化とインバウンド需要に繋がります。2. みんなが活躍できるまちとして、よりあい事業補助金、若者チャレンジ応援補助金、集落支援員による地域づくりの支援、アプリを利用して町の情報発信を行います。3. いつまでも健やかに暮らし続けられるまちとしては、障がいをお持ちの方の生活、社会活動を福祉サービス等により支援します。各種検診の受診率向上、重症化予防のための生活指導のほか、子宮頸がんワクチンの定期接種に 9 価ワクチンを加え、積極的勧奨を行います。アピアランスケアとしてウィッグ等の購入を助成します。また、重層化支援体制の整備を踏まえ、地域福祉計画・障がい者プラン、健康づくり計画を策定します。4. 次代を担う人材が育つまちとしては、妊娠から産後まで安心して子育てができるよう、伴走型相談・経済的支援を充実させます。病児・病後児童保育施設等の開設に向け用地を購入します。新たに保育園と学童に保護者との連絡調整をスムーズに行うためのシステムを導入します。また荒神山ウォーターパーク跡地検討委員会で住民のニーズに合った跡地活用方法を、学校あり方検討委員会で町全体の保育園・学校のあり方・配置を検討していきます。5. 活力と魅力のある仕事のあるまちとしては、新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、新規就農者へ住居費の補助を行います。ため池の安全性と貯水機能確保のための計画を策定し管理体制の強化を図ります。また有機農業の普及を促進する営農研修会を開催します。商工関係では、商業地域の空き店舗を活用するため、改修費や賃借料を補助します。6. 安全で快適に暮らし続けられるまちとして、利用しやすい公共交通の実現を目指し、辰野町地域公共交通計画を策定します。地域防災計画及びハザードマップを更新し、災害に強いまちを目指します。幹線道路の整備として、町道 1 号線の舗装補修工事、町道 8 号線の歩道整備を実施します。7. 未来志向の行財政改革としては公共施設等総合管理計画及び地球温暖化対策実行計画事務事業編に沿った公共施設の照明設備 LED 化を図り、消費電力の節減、ゼロカーボン社会の実現を目指します。役場駐車場へカーポートを設置します。現在、書面で交わされている契約を電子化することで、地域 DX を進めます。引き続きふるさと辰野寄付金の返礼品目を拡充し、地域経済の活性化や定住促進に繋がります。このほか、子育てに関する課の新設やママサポートタクシーの利用扶助等、子育て環境を強化するとともに、

西小学校体育館長寿命化改修工事設計業務委託や町内道路の改良舗装、橋梁の補修工事等も実施します。次に、特別会計は 8 会計で 98 億 5,741 万 4,000 円。前年度当初予算と比較して 2.3%の増額となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計では、安心・安全で廉価な水道水の安定供給のため、施設の適正な維持管理に努め、管路を含む各施設の更新改良、布設替工事を計画的に進めてまいります。主な事業として、下辰野横川踏切下配水管改良工事、簡易水道膜ろ過装置新設及び増設工事を実施します。下水道事業会計では水洗化率が 95%を超え生活基盤インフラとして、施設の長寿命化を計画的に進めるとともに、適正な維持管理に努めてまいります。下水道ストックマネジメント関連事業、辰野水処理センター耐震改築工事を行います。国民健康保険特別会計では医療の高度化により医療費は増加するものの、被保険者は減少傾向であるため、医療費適正化の取り組みを積極的に行い、安定的な財政運営に努めてまいります。町立辰野病院事業会計では新型コロナウイルス感染症の位置付けが変更となるための新たな体制づくり、それに伴う経営への影響も考慮しつつ、公立病院としての役割を果たしてまいります。地域の医療、介護、福祉との多職種連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に積極的に参画してまいります。介護保険特別会計では、第 8 期介護保険事業計画を推進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてまいります。以上、令和 5 年度辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げます。厳しい財政状況が続いておりますが予算の効率的運用を図り、最少の経費で最大の効果が得られるよう、予算執行に努めてまいります。辰野町第 6 次総合計画 3 年度となる令和 5 年度予算は町有施設の跡地利用の検討、デジタル化の推進、ゼロカーボン社会の実現に向けた取り組み、子育て支援の強化等を行います。人口減少や厳しい財政状況の中でも町民や関係人口、共創人口へ、また包括連携を締結した町に関わる企業等みんなが一丸となって横断的に課題に取り組み、その解決に向けた動きが第 6 次総合計画を力強く前進させるための大きな歩みとなるよう「未来へ前進 課題解決型予算」として編成しました。総合計画に掲げられたまちの将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現に向け邁進してまいります。以上、各会計の予算編成の大要を申し上げます。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明

書、予算参考資料をご覧いただき、ご審議の参考にいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もごございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本予算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、予算関係議案、議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議案は、お配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。日程第 12、議案第 10 号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 10 号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動の公営に要する経費の限度額が引き上げられたため、条例で規定するそれぞれの経費の限度額を改定するものであります。新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 4 条第 2 号のア. 契約に基づき自動車運送事業者に対して支払います、選挙運動用の自動車借入料を日額 1 万 6,100 円に、イ. 燃料代を日額 7,700 円に。続きまして 2 ページをご覧ください。第 8 条、選挙運動用のビラ作成の単価 1 枚 7 円 73 銭に、第 11 条、ポスター作成単価 1 枚 541 円 31 銭にそれぞれ引き上げるものであります。施行は公布の日からといたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。日程第 13、議案第 11 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 11 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 5 年 1 月 30 日、辰野町特別職報酬等審議会より提出されました答申に基づき、町議会議員の報酬の額を改定するものであります。答申の内容は全国や県内市町村の動向と魅力ある辰野町として議会を活性化するため、議員報酬は令和 5 年度より現在の額から 3%から 3.5%を目安に引き上げることが妥当とのことであります。なお、前回の改定は平成 9 年度で 26 年ぶりの改定となります。それでは、新旧対照表をご覧ください。第 1 条、議員報酬につきまして、それぞれ 3%引き上げます。議長については月額 31 万 8,000 円、副議長月額 25 万 5,000 円、常任委員会、議会運営委員会の委員長につきましては月額 25 万円、議員につきましては、月額 23 万 3,000 円に改定いたします。なお、答申に当たりまして、付帯意見として議員定数についても将来的には見直しを検討されたい。議員活動や質問の内容等も時代とともに地域の課題のみならず、町全体に関連したことに変化してきており、引き続き議会のあり方、また魅力ある議会づくりについて検討されたいといった意見があったこと、また引き上げには賛同であるが、議員定数や魅力ある議員づくりの具体的な方向性が出るまで、今回は据え置きとしたらどうか、といった意見も審議の中で出されていたことについてもお伝えしておきます。施行は、改正後の議員任期の初日、令和 5 年 4 月 30 日からであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い

申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 11 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。日程第 14、議案第 12 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 12 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。出産育児一時金の見直しによる健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、出産育児一時金を 42 万円から 50 万円に引き上げるための条文の整備を行うものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○吉澤(1番)

議案の説明と、新旧対照表では 48 万 8,000 円に改めるという表記になっているのですが、今説明であった 50 万円との関係についてご説明いただきたいと思えます。

○住民税務課長

それでは新旧対照表の方をご覧ください。第 5 条の 2 の 2 行目です「ただし町長が健康保険法施行令第 36 条の規定を勘案し必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする」という文言がありますが、こちらが規則により 1 万 2,000 円と定められております。こちらの金額は変更がございません。この金額につきましては産科医療補償制度というものにつ

いて、掛金をかけている医療機関で出産をした場合には、支払いをするということになっておりますので、合わせて 50 万円になるというようなこととなります。説明は以上となります。

○議長

よろしいですか。はい。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 12 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。日程第 15、議案第 13 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第 13 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。辰野町食の拠点施設においては指定管理者により施設の管理・運営を行っておりますが、昨今の材料費の値上げや原油価格等の高騰により、経費の上昇は経営を圧迫する状況でございます。今後も施設の運営を安定的、継続的に適切な水準で維持するため、入浴料金の改定と食材に町の特産品の活用やイベント時における特別企画を提供する上で、宿泊料金の上限の引き上げが必要なことから、指定管理者がより魅力ある商品プランを柔軟に提供できるようにするため、使用料の条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。改正の内容を申し上げます。新旧対照表をご覧ください。条例の別表中宿泊料金、改正前、一泊 2 食付サービス料込の施設区分、利用人数別平日 9,000 円から年末年始等 1 万 6,000 円とあるものを改正後、施設区分利用人数に限らず 2 万 9,800 円を上限値として改めて設定するものであります。また同表の入浴料金一般 400 円を 500 円に改めるものでございます。附則につきましてこの条例は一定の周知期間の後、令和 5 年 5 月 8 日から施行いたします。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可

決くださいますようお願いいたします。

○議長

議案第 13 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。吉澤議員、総括的な質疑をお願いします。

○吉澤（1 番）

入浴料を値上げしての経営改善のシミュレーションをされてるかと思っておりますので、そのシミュレーションの資料を提出いただくよう要請してあります。以上です。

○産業振興課長。

はい。この後、委員会付託等が審議されると思っておりますけれども、その際に提出をしたいと思っております。

○議長

そのほかございませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第 13 号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 16、議案第 14 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長。

議案第 14 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。入居者不在で老朽化した町営住宅を除去するため、辰野町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。辰野町公営住宅長寿命化計画により用途廃止の判定がありました平出団地、丸山団地の 2 棟の取壊しを行います。取壊しにより町営住宅平出団地については、25 号から 36 号の 8 戸を、33 号から 36 号の 4 戸に変更するものです。町営住宅丸山団地については、37、39、40 号を別表から削除するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、

原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 14 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。日程第 17、議案第 15 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第 18、議案第 16 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第 19、議案第 17 号、辰野町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上 3 件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第 15 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 16 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 17 号、辰野町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由を申し上げます。いずれも民法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、関係条例の規定を削除するため、また、児童福祉法等の改正により、乳幼児の安全確保に関する計画の策定を関係条例に追加するため、条例の一部を改正したいものでございます。新旧対照表とそれぞれ合わせてご覧ください。まず、議案第 15 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてをご覧ください。第 8 条の 2 関係ですが、送迎バスに園児が置き去りになるなど、各地の保育園等で重大事故が度重なる中、児童福祉法等の一部改正に伴い家庭的保育事業所等

の運営に関する基準について、国が定める基準に従い条例に児童の安全の確保に係る事項を追加するものです。第 1 項は、利用乳幼児の安全確保を図るため安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じることを規定します。必要な措置としまして第 2 項では、安全計画の職員への周知と研修及び訓練の定期的な実施を規定します。第 3 項では、保護者との連携が図れるよう安全計画の保護者への周知を規定します。第 4 項では、安全計画の定期的な見直しや必要に応じた変更を規定します。第 14 条は、懲戒に係る権限の乱用禁止を規定しておりますが、民法が改正され児童虐待を正当化する口実になっていると指摘された、親権者の懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い削除いたします。第 15 条第 2 項は、感染症や食中毒の発生及び蔓延防止のための必要な措置として、職員に対し感染症や食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施に努めることを規定します。この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行いたしますが、懲戒に係る権限の乱用禁止を規定した第 14 条を削除する改正は、公布の日から施行します。次に、議案第 16 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてをご覧ください。第 7 条の 2 関係ですが、議案第 15 号と同様、放課後児童健全育成事業の運営に関する基準について、国が定める基準に従い条例に児童の安全の確保に係る事項を追加するものです。1 項から 4 項につきましては、議案第 15 号、第 8 条の 2 と同様でございます。第 13 条の 2 関係ですが、感染症や非常災害の発生時に備え、国が定める基準に従い条例に業務継続計画の策定に係る事項を追加するものです。第 1 項は感染症や非常災害発生時において、利用者に対する支援の継続的な提供や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずるよう努めることを規定します。必要な措置につきましては、第 2 項、第 3 項で規定いたします。第 14 条第 2 項、感染症や食中毒の発生及び蔓延防止のための措置につきましては、議案第 15 号第 2 項と同様でございます。この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行いたしますが、安全計画の策定に係る第 7 条の 2 の規定については、令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務といたします。続いて、議案第 17 号、辰野町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてをご覧ください。第 26 条は、議案第 15 号、第 14 条と同様、民法が改正されたことに伴う親権者の懲戒権に関する規定を削除するものでございます。第 50 条は、第 26 条を削除

することに伴う引用条文の整理です。この条例は公布の日から施行します。以上、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号について、一括して提案説明を申し上げます。ご審議の上、各議案とも原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 17 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 17 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 17 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 20、議案第 18 号、辰野町民会館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○生涯学習課長

議案第 18 号、辰野町民会館条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。辰野町民会館における入場者の制限について、平成 25 年に制定された障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨に照らし、より合理的な運用とするため条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。第 19 条中「次の各号の一に該当する者に対しては、会館の入場を拒絶」と記述してあるものを「他人に迷惑を及ぼす恐れがある者、又は会館の管理上著しく支障があると認められる者の入場禁止」に改め、同条の各号を削除するものでございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 18 号、辰野町民会館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。日程第 21、議案第 19 号、辰野町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

議案第 19 号、辰野町課設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。子育て支援業務の一元化と安心して子育てできる環境づくりを目指した課を新たに設置するため、条例の一部を改正するものであります。令和 5 年 4 月、「こども家庭庁」創設に合わせて、町の組織を再編し新たに「子育て応援課」を設置します。社会情勢の変化等により、子育てに係るニーズが多様化している中で、継続して効果的な支援を行っていくためには、各課で行っていた事業や業務を一体的に実施できる体制への見直しが課題となっていました。今回の再編で教育委員会、こども課が所管してきた保育園の管理運営、子育て支援センター、町の保健室など子育て支援事業全般、また保健福祉課が所管してきた母子保健事業、また住民税務課が所管してきた児童手当、児童扶養手当に関する業務、またまちづくり政策課が所管してきた出産祝金に関する業務、これらを「子育て応援課」に移管するとともに、令和 5 年 2 月から事業が開始された、国の出産・子育て応援給付金事業（伴走型相談支援と経済的支援）を一体的に推進するとともに、ひとり親支援や子どもの貧困、ヤングケアラーの問題、病児・病後児保育施設やこども家庭センターの設置などの課題にも取り組みます。施行日は令和 5 年 4 月 1 日です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山(13番)

今、町長から提案説明がありました。改めて確認をしたいことが 1 点と、もう一つ町長の思いをお聞きしておきたいなと思いますが、町の子育て支援特設サイトっていうのがございまして、これで今回ここで網羅されているもののほとんどが、新たな課に移管するのではないかなということに理解をしますけれども、一つ不妊治療不育症治療助成事業というのが母子の健康というところにあります。このあたりも含まれるのかどうかということの確認と、それから従来教育委員会では子育て支援係という名称で業務を行っていたかと思います。今回「子育て応援課」という名称になったそこら辺の思いをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○総務課長

それでは私の方から 2 点お答えをしたいと思います。まず今回の新しく新設をします「子育て応援課」でありますけれども、子育ての全体のライフサイクルを考えた場合に出会い、結婚、それから妊娠・出産、子育てが始まってという形になるかと思いますが、この出会いから結婚については、まちづくり政策課で従来取り組んできましたけれども、引き続き担当してまいりたいと思います。妊娠・出産以降について、この新しい課でと考えておりますので、議員ご質問の不妊の関係ですとか、そういった部分については「子育て応援課」が所管をすることになります。また従来の子育て支援係、教育委員会のこども課にございますが、ここの部分でございますけれども、現在辰野町教育委員会事務局組織規則では六つの項目が定められているところでありまして、その中の子育て支援センターに関する事、町の保健室に関する事、それから子育て支援事業に関する事、この 3 点は「子育て応援課」に属します。また教育支援に関する事、教職員の健康管理に関する事については学校関係ということで、引き続き教育委員会の方で所管をする形になるかと思いますが、またもう一点、要保護児童対策地域協議会の業務がございまして、こちらについては主として「子育て応援課」で主管をすることになります。ただし、こちらについては教育委員会と連携して取り組むものになるかと思いますが、この他に、先ほど町長説明のとおりに移管する業務ありますが、保健福祉課、それから教育委員会、またまちづくり政策課と連携をして、子育てをみんなで応援しているという熱い思いの中で「子育て応援課」というふうな名称に定めたといった趣旨もございまして、よろしくお聞きしたいと思っております。以上です。

○議 長

よろしいですか。はい。

○池 田 (7 番)

今、要望ですけれども、各課の、今、お話いただきました業務の内容ですね、この分課分掌的な内容の一覧表みたいなところを提示していただきたいという要望をしたいと思います。以上です。

○総務課長

今、要望ということでありますけれども、今回の令和5年度の予算については、現在の課の所管で編成をしております。そういった関係で少しわかりにくい部分もあるかと思えます。資料としまして、辰野町組織規則及び辰野町教育委員会事務局組織規則から、この新しい課に所管が変わるであろうものについて資料提供をさせていただきますので、委員会審査の中でご確認をいただきたいと思えます。

○議 長

よろしいですか。

○向 山 (13 番)

今、組織規則の言及がありましたので、ちょっとここであえて希望を申し上げておきたいと思えます。町のホームページを見ますとね、町の組織について一覧表で載ってるわけです。これは町の組織規則から抜粋したものなんですが、ここに病院と教育委員会部局が入っておりません。これは例規上は別のところに載ってるわけですが、町の組織として一体として行政の執行状況を見るについては、別々に見ていくっていうのは大変不便だし、全く初めての人だとそこへ思い至らないんじゃないかと思えます。ですから町のホームページの町の組織のところ、ぜひ辰野病院とそれから教育委員会の事務所管についても一体のものとして記載をしていただくように要望をしておきたいと思えます。

○議 長

そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号、辰野町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。日程第 22、議案第 20 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末を控え事業費確定による国県支出金等の変更及び不用額の調整や、障害者自立支援給付費事業また除雪委託料、電気料金の値上げによる光熱水費等を追加するものであります。補正総額は 4,733 万 7,000 円の追加で予算総額は 102 億 9,222 万 1,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金の増額、使用料及び手数料の減額であります。歳出につきましては、総務費で例規の改正等が予定数を超過したことによる更新データ作成委託料、庁舎正面自動ドア故障による修繕料、湯にいくセンター指定管理料等の追加が主なものであります。民生費は、保健福祉センター光熱水費、身体障害者等支援事業に係る扶助費、介護保険特別会計繰出金、高齢者自立支援住宅トイレ故障による修繕料の追加、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、介護用品購入助成事業等の減額であります。衛生費では、新型コロナワクチン接種日数の増による経費、出産・子育て応援交付金事業の充実に関する費用の追加と調整、浄化槽整備事業補助金の減額、辰野町地球温暖化防止実行計画基礎調査業務委託料の財源組替等であります。農林水産業費では、農地利用最適化活動報酬、果実選果場再編事業生産者支援補助金の追加であります。商工費はホテル保護育成基金積立金の減額です。土木費では、除雪委託料の追加、道路台帳補正委託料、会計年度任用職員報酬等不用額の整理が主なものであります。教育費では、小野春宮公民館に対する分館改修工事補助金、荒神山スポーツ公園各施設の光熱水費の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げますが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 23、議案第 21 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）

を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 21 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を説明申し上げます。今回の補正予算は簡易水道事業の膜ろ過装置設置工事を次年度対応とした工事費の減額によるものでございます。1 ページ目をご覧ください。資本的収入及び支出の補正で不足する額 2 億 5,413 万 6,000 円を、不足する額 2 億 5,473 万 6,000 円に改めます。簡易水道事業資本的収入及び簡易水道事業資本的支出の補正で、収入の第 2 款、簡易水道事業資本的収入を 6,240 万円減額して 1,318 万 6,000 円とし、内訳は企業債で 6,240 万円を減額し 560 万円としました。支出の第 2 款、簡易水道事業資本的支出 6,180 万円を減額して 2,070 万円とし、内訳は建設改良費で 6,180 万円減額し 1,151 万円としました。3 ページ目をご覧ください。簡易水道事業資本的収支について、収入では、建設改良費の財源に充てるための企業債 6,240 万円を不用減額としました。支出では、浄水施設の改良事業費の 18 委託料 40 万円を不用減額とし、27 工事請負費 6,140 万円を不用減額としました。膜ろ過設置工事に係る地元調整等に時間がかかったため、工事を次年度対応とすることによる不用減額とするものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（1 番）

次年度対応としたためという説明。膜ろ過の関係で地元協議が時間かかるっていうような説明があったかと思うんですが、1,100 万円は残しておくわけですので、できるだけ具体的にどの部分は次年度にまわし、どの部分は今年やるという、そういう説明をもう少し詳しくお願いします。

○建設水道課長

一応あと収入の 6,240 万円と支出の 6,180 万円ですので、支出の 6,180 万円の財源を不用減額としているっていうこととございますので、どの部分っていうことではないと思いますが、いかがですか。

○吉 澤（1 番）

理解が不十分なのか聞き方が悪かったのが申し訳ありませんが、簡易水道事業資

本的支出、浄水施設改廃事業費これが当初予算 7,330 万円、今回 6,180 万円減額するわけですね。だけど 1,150 万円残るわけですね。簡易水道の浄水施設改廃事業は、今年度全くやらないんじゃないかと一部はやったと思うんですが、どこどこ施設のどういうのの改廃工事を来年度におくったというふうにご説明いただけませんかでしょうか。

○建設水道課長

今言った次年度におくった事業でございますが、膜ろ過設置工事をですね、一ノ瀬と穴倉の 2 箇所やっております。その関係で 2 箇所分の事業費をおくってるっていうことでございます。現在、事業費としては簡易水道のポンプの更新とか工事の関係の方の今年やってるものはございますので、ちょっと詳しい内容は今わかりませんが後日お伝えできたらと思います。以上です。

○議 長

よろしいですか。はい。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 21 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案のとおり可決されました。日程第 24、議案第 22 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長。

議案第 22 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 3,968 万 4,000 円とするものでございます。内容につきまして 6 ページをご覧ください。歳入でございます。国庫支出金について社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定により国庫補助金を 1 万 6,000 円増額するものでございます。続きまして 7 ページを

ご覧ください。歳出でございます。総務費について、マイナンバーカードの健康保険証利用申し込み支援事業による普及啓発の経費としまして、1万6,000円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第22号、令和4年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号、令和4年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第23号、令和4年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億8,327万8,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入の一般会計繰入金を16万5,000円増額するものでございます。7ページをご覧ください。歳出の賦課徴収費は、上伊那広域連合負担金を2万6,000円増額し、認定審査会共同設置負担金は、上伊那広域連合の認定審査会における負担金を13万9,000円増額するものでございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第26、議案第24号、令和4年度公園施設長寿命化対策工事(荒神山公園町民体育館)請負契約の変更について、日程第27、議案第25号、令和3年度(繰越)

国庫補助道路メンテナンス事業中の橋補修工事請負契約の変更について、以上 2 件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 24 号、令和 4 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約の変更について、変更内容を申し上げます。令和 4 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約について変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額について、1 億 1,583 万円を 333 万 3,000 円増額し、1 億 1,916 万 3,000 円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。続きまして、議案第 25 号、令和 3 年度（繰越）国庫補助道路メンテナンス事業中の橋補修工事請負契約の変更について、変更内容を申し上げます。令和 3 年度（繰越）国庫補助道路メンテナンス事業中の橋補修工事請負契約について変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額について 7,898 万円を 1,184 万 7,000 円増額し、9,082 万 7,000 円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上、議案第 24 号、議案第 25 号の変更内容を申し上げます。工事内容につきましては、いずれも建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

議案第 24 号、公園施設長寿命化対策工事の変更の内容についてご説明申し上げます。体育館の観覧席上の天井を撤去しました。その撤去するにあたりまして確認したところ、LED 照明の電気配線がむき出しの状態であったため、一まとめにしまして壁裏へ切り回してるものでございます。また、火災報知器の空気の張り替えに伴う増工によるものでございます。議案第 25 号、中の橋の工事内容について説明申し上げます。当初でございますが、橋梁補修の設計の中で形状調査、外観変状調査、各試験コアで抜いたやつと中性化試験、圧縮強度を実施しました。この試験の箇所が 3 箇所を行っておりまして、その 3 箇所の結果に基づいて設計をしております。現場を施工するにあたりまして、充填材がですね約 600 キログラム充填が増えましたので、それに対して増工をしているものでございます。

○議 長

これより質疑 討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 24 号、令和 4 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 24 号は原案のとおり可決しました。次に議案第 25 号、令和 3 年度（繰越）国庫補助道路メンテナンス事業中の橋補修工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 25 号は原案のとおり可決されました。日程第 28、議案第 26 号、債権の放棄についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 26 号、債権の放棄について提案理由を申し上げます。上水道料金の債権放棄につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、債権の名称、水道料金、債権の金額の合計で 57 万 3,673 円、債権の放棄件数が合計で 2 件です。3 の債務者並びに放棄の理由ですが、別紙に示したとおり、債権者の死亡、親族の相続放棄、また自己破産等によるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 26 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています議案第 26 号は総務産業常任

委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 26 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 29、議案第 27 号、債権の放棄についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 27 号、債権の放棄について提案理由を申し上げます。町立辰野病院診療費一部負担金の債権の放棄につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、債権の名称としまして、町立辰野病院診療費一部負担金、金額及び件数ですが、金額が 359 万 4,858 円、件数につきまして 45 件です。債務者並びに放棄の理由につきましては、別紙のとおりであります。債権者の死亡または居所不明または相続放棄等によるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

議案第 27 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第 27 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 27 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 30、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第 1 号、令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告を求めます。

○教育長

はい。それではよろしく申し上げます。報告第 1 号、令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告いたします。評価報告書の 1 ページ (1) 目的をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされています。令和 3 年度の辰野町教育委員会の事務事業について、教育委員会担当者による自己点検と評価委員による外部評価が完了しましたので、その結果を報告書として提出するものです。詳しくはこども課長に説明いたさせますので、お聞き取りいただきたいと思います。

○こども課長

それでは、報告書の概要について説明いたします。1 ページ、(2) 評価は辰野町第 6 次総合計画前期基本計画の主要施策に掲げた事務事業を対象といたしました。(3) 評価の方法は、第 6 次総合計画前期基本計画進捗管理表と同様、事業の進捗に対する総合的な評価、事業の継続性、協働・共創の観点で自己評価し、評価委員による評価を受けました。(4) (5) 評価委員として、上辰野、増澤進氏、渡戸、根橋久人氏のお二人をお願いし、評価委員会を 2 回開催いたしました。2 ページをご覧ください。対象としました事務事業評価の一覧表です。32 の事務事業を評価し、今後の方向性(事業の継続性)を見出しました。3 ページをご覧ください。評価委員による評価結果の全般事項でございます。①実績と成果として、コロナ禍で事業推進に困難が伴う中感染予防対策をとり、きめ細やかな配慮と工夫によって事業が推進されている。保育園、小中学校に対する支援や施設整備は園児・児童生徒の立場に立つことを基本に優先順位をつけ、必要な施策が適時適切に行われており、安心して子どもが育ち、学べる環境が整備されている。町民が生涯にわたって学び、健康で暮らし続けられる環境を作るため公民館・分館活動、スポーツ振興を通じて町民のニーズを的確に捉えた講座が開かれ、地域住民の伝統や歴史に対する認識が深まる取り組みがされているといった等の評価をいただきました。一方、②課題と今後の方向として保育園、学校、文化施設の老朽化に伴い、多額の費用がかかり大変であるが、今後も子どもたちや町民の安全な学びの場が確保されるよう、引き続き各施設の環境整備に取り組むこと。美術館や文化財を活用して、幼少の頃から身近にある本物の芸術文化に触れる機会を増やし、子どもたちが辰野町に生まれてよかったと感じる機

会をつくること。協働・共創による事業推進のため、関連する諸団体との連携や町民参加による視点で事業内容や進捗方法をさらに工夫すること。目新しい事業や活動に視点が行きがちであるが、当たり前のように行われている日常業務の意味や意義を再認識して業務に当たることなどのご助言をいただきました。3 ページ下の表は自己点検の評価基準でございます。4 ページ以降は、事務事業別に令和3年度に取り組んだ内容及び成果と総合的な評価、事業の継続性、協働・共創の観点で行った自己点検結果を表にまとめ、これらに対する評価委員による評価を記載してありますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第31、請願陳情についてを議題といたします。請願陳情につきましてはあらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表朗読)

○議長

以上5件については、総務産業常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり総務産業常任委員会に付託することに決しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。よって本日の会議は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 散会の時期

2月28日 午前 11時 33分 散会